

平成24年7月8日は 第21回農業委員一般選挙の日です！

東日本大震災の影響により、延期となっておりました農業委員会委員一般選挙の特例選挙期日が農林水産大臣より平成24年7月8日（日）に指定されました。

毎年農家の皆様から提出いただいた登載申請書を基に「**農業委員会委員選挙人名簿**」を作成しております。

次の選挙人資格を有する方は、申請書に必要事項を記入のうえ、**1月10日（火）までに**農業委員会事務局まで提出をお願いします。

資格要件

いわき市に住所を有し、平成24年3月31日現在で年齢満20歳以上になる方（平成4年4月1日までに生まれた方）で、次のいずれかにあてはまる方。

- ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を営んでいる方。
- ② ①の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方。
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方。



提出先

農業委員会事務局、各支所・市民サービスセンター

（1月7日（土）、1月8日（日）、1月9日（月）は農業委員会事務局で受け付けます。）

※申請がない場合には、選挙資格を有していても選挙人名簿に登載されず、**選挙の際に投票ができなくなります**ので、期日までに申請書を提出くださるようお願いいたします。



今回の震災により避難し、現在いわき市に住んでいない場合でも、選挙人名簿登載申請書は提出できますか？

また、原子力発電所事故の影響を懸念して、耕作を一時中断している場合はどうなりますか？



震災（原子力発電所事故）に伴う避難は一時的なものであり、状況が改善されれば本来の住所地に戻れると考えられることから、**住民票を異動していなければ、引き続き震災前の住所地で申請ができます。**

市外に住民票を異動した場合につきましては、異動先で農地を取得して耕作業務を再開すれば、異動先の農業委員会において選挙人名簿の登載資格を有することとなります。

なお、市内で住民票を異動した場合は、異動後の住所で申請を行うこととなります。

また、被災（原子力発電所事故・津波による塩害など）により耕作できない状態は、やむを得ない一時的なものであり、状況が改善されれば耕作が再開されることが考えられることから、**引き続き耕作の業務を営んでいるものとみなします。**

詳しくは、農業委員会事務局 農政振興係までお問い合わせください。（電話：22-7534）